

平成 23 年 1 月 25 日

企業会計基準委員会 御中

新日本有限責任監査法人

品質管理本部長 濱尾 宏

「四半期財務諸表に関する会計基準（案）」等に対する意見

貴委員会から平成 22 年 12 月 22 日に公表された以下の公開草案について、下記のとおり意見を取りまとめましたので提出いたします。

- ・ 企業会計基準公開草案第45号（企業会計基準第12号の改正案）「四半期財務諸表に関する会計基準（案）」（以下、「会計基準案」という。）
- ・ 企業会計基準適用指針公開草案第42号（企業会計基準適用指針第14号の改正案）「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針（案）」（以下、「適用指針案」という。）

記

1. 四半期（連結）損益計算書に関する 3 か月情報及び第 1 ・ 第 3 四半期に係る四半期（連結）キャッシュ・フロー計算書の開示の継続性（会計基準案第 6-2 項、第 7-2 項、第 5-2 項）

（コメント）

今回の改正では、会計基準案第 7-2 項において、四半期（連結）損益及び包括利益計算書又は四半期（連結）損益計算書及び四半期（連結）包括利益計算書に関し、四半期（連結）会計期間における情報の開示は任意とされた。また、会計基準案第 5-2 項及び第 6-2 項においては、第 1 ・ 第 3 四半期（連結）会計期間に係る四半期（連結）キャッシュ・フロー計算書の開示を省略することができるものとされた。

しかし、これらに係る開示の継続性に関する取扱いが明示されていないため、会計基準において、継続性が求められる旨を明確化するべきである。

（理由）

四半期（連結）損益及び包括利益計算書又は四半期（連結）損益計算書及び四半期（連結）包括利益計算書に関し、四半期（連結）会計期間における情報の開示は任意とされ、

また、第1・第3四半期（連結）会計期間に係る四半期（連結）キャッシュ・フロー計算書の開示を省略することができるものとされたが、それぞれの開示に関して、その継続性については明確にされていない。このため、新たにこれらの開示を行う場合又はこれらの開示を取りやめる場合に正当な理由が必要となるのか、また、これらの場合に四半期（連結）財務諸表の組替えを行うべきかが不明確である。

比較可能性の観点からは、これらの開示の有無は首尾一貫していることが必要と考えられる。また、これらの計算書の開示について、（四半期連結）財務諸表の報告様式と捉えれば、企業会計基準第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（以下、「過年度遡及会計基準」という。）第4項(2)でいう表示方法に含まれるものとして、継続性が求められることとなると考えられる。以上のことから、会計基準において、それぞれの開示に関して表示方法の継続性が求められることを明確にすることが必要と考える。

2. キャッシュ・フロー計算書を省略する場合の減価償却費の額の注記（会計基準案第19項（20-2）、第25条（19-2））

（コメント）

第1・第3四半期（連結）会計期間において四半期（連結）キャッシュ・フロー計算書の開示を省略した場合、期首からの累計期間に係る減価償却費の額を注記するものとされているが、この減価償却費の注記が求められた理由につき、結論の背景等で明確にするべきと考える。

（理由）

間接法によりキャッシュ・フロー計算書を作成している場合には、同計算書の開示を省略した場合の減価償却費の注記として、何を記載すべきかが合理的に推定できると想定される。すなわちキャッシュ・フロー計算書を作成する場合に、営業キャッシュ・フローに掲記されるべき、減価償却費（例えば、有形固定資産のみならず、無形固定資産などによるものも含む。）のことを示すものと理解できると考えられる。

しかしながら、直接法により作成している場合には、上記のような合理的な推定が成り立たないと考えられる。

このため、四半期（連結）キャッシュ・フロー計算書を省略する代わりに、営業キャッシュ・フローを推測できるだけの情報を財務諸表利用者に提供するため、減価償却費の額等の注記を求めているという趣旨を結論の背景で明示し、財務諸表作成者が具体的に何を注記すべきか理解できるようにするべきと考える。

3. 四半期（連結）キャッシュ・フロー計算書の作成を省略した場合ののれんの償却額
注記における負ののれんの取扱い(会計基準案第 19 項（20-2）、第 25 項（19-2）)

(コメント)

第 1・第 3 四半期会計期間において、四半期（連結）キャッシュ・フロー計算書の作成を省略した場合、当四半期（連結）累計期間に係る減価償却費及び当四半期（連結）累計期間に係るのれんの償却額を注記するものとされている。この「のれんの償却額」について、営業キャッシュ・フローを推測できるだけの情報を財務諸表利用者に提供するために、減価償却費の額等の注記を求めていているという趣旨から考えると、平成 20 年 12 月改正の企業会計基準第 21 号「企業結合に関する会計基準」適用前に生じた負ののれんに係る償却額や、負ののれん発生益についても、注記対象に含むことも考えられるが、明確には判断できない。このため、のれんの償却額の注記が求められる理由について、結論の背景において明確化することで、注記対象を明確に判断できるようにすべきと考える。

4. 四半期会計期間に関する注記事項及びセグメント情報等の開示対象期間の記載箇所
(会計基準案第 55-2 項、第 58-3 項、適用指針案第 50 項)

(コメント)

四半期会計期間に関する注記事項及びセグメント情報等の開示対象期間の記載(会計基準案第 55-2 項、第 58-3 項、適用指針案第 50 項)については、結論の背景や適用指針ではなく、会計基準本文(会計基準案第 7 項)に記載するべきと考える。

(理由)

四半期財務諸表等の開示対象期間については、会計基準案第 7 項に記載されている一方で、注記事項については、項目ごとに会計基準案の結論の背景又は適用指針案のそれぞれ別の箇所に記載されている。具体的には、四半期会計期間に関する注記事項の開示については、会計基準案結論の背景の第 55-2 項に、四半期会計期間に係るセグメント情報等に関する事項の開示については、会計基準案結論の背景の第 58-3 項に、セグメント情報等に関する事項の開示対象期間については、適用指針案第 50 項にそれぞれ記載されている。

これらの四半期会計期間に関する注記事項の開示、四半期会計期間に係るセグメント情報等に関する事項の開示については、会計基準の結論の背景や適用指針に記載されるよりも、会計基準に加えて記載することが、体系的であり、財務諸表作成者の理解に資

すると考える。

5. 四半期会計期間に関する注記事項等を任意開示する場合の継続開示の要否の明確化
(会計基準案第 55-2 項、第 58-3 項、第 59-2 項、第 61-2 項)

(コメント)

四半期会計期間に関する注記事項(会計基準案第 55-2 項)、セグメント情報等(会計基準案第 58-3 項)、1 株当たり四半期純損益(会計基準案第 59-2 項)及び著しい季節的変動(会計基準案第 61-2 項)の開示について、継続開示が必要か否かについて明確化するべきと考える。

(理由)

四半期会計期間に関する注記事項(会計基準案第 55-2 項)、セグメント情報等(会計基準案第 58-3 項)、1 株当たり四半期純損益(会計基準案第 59-2 項)及び著しい季節的変動(会計基準案第 61-2 項)の開示について、財務諸表作成者の任意により行うことが考えられるとされ、開示の継続性については触れられていない。このため、新たにこれらの開示を行う場合又は開示を取りやめる場合に、正当な理由が必要となるのか不明確である。

比較可能性の観点からは、これらの開示の有無は首尾一貫していることが必要と考えられる。また、これらの開示について、(四半期連結)財務諸表の報告様式であると捉えれば、企業会計基準第 24 号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(以下、「過年度遡及会計基準」という。) 第 4 項(2)でいう表示方法に含まれるものとして、継続性が求められることとなると考えられる。

このため、会計基準において、これらの開示につき、表示方法の継続性が求められることを明確にするべきと考える。

6. 表示方法の変更(会計基準案第第 19 項(5)、第 25 項(4)、適用指針案第 36 項)と表示方法の継続性の必要性

(コメント)

表示方法の変更のうち、段階損益に影響する財務諸表の表示区分を超える表示方法の変更については、四半期財務諸表へ重要な影響を与えることと考えられる(過年度遡及適用指針第 15 項参照)。

このため、段階損益に影響する表示方法の変更を行った場合においては、表示方法の変更の内容として、比較を行うために必要な事項(組替えの内容、組替えを行った理由、

組替えられた四半期財務諸表等の主な項目の金額及び四半期財務諸表等の組替えが実務上不可能な場合には、その理由）の記載（改正前会計基準第19項（5）、第25項（4）、改正前適用指針第36項）を求めるべきと考える。

また、現行の企業会計基準適用指針第14号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」（以下、「適用指針」という。）において、表示方法の継続性は前年同四半期との比較において判断するものとされているが（適用指針第36項参照）、四半期適用指針案ではこの定めが削除されており、継続性の対象がどの期間であるのか不明確となっている。このため、継続性の対象がどの期間であるのか引き続き明示すべきと考える。

以上